

身体障害者医療費助成制度

(平成23年4月1日現在)

都道府県	対象者の範囲	所得制限	自己負担金	助成方法	入院食事
北海道	身障1・2級、3級（内部障害者のみ）	特別障害者手当の所得制限に準拠	◎課税世帯 ・総医療費の1割（月額上限；入院44,400円、通院12,000円） ◎非課税世帯及び3歳未満児 ・初診時一部負担金（内科580円、歯科510円、柔整270円）	現物給付	×
青森県	身体障害者1・2級及び内部3級H17.10	高齢福祉年金の所得制限に準拠	住民税課税世帯：医療費の1割（月額上限：外来12,000円、入院44,400円） 住民税非課税世帯：自己負担なし	現物給付（国保） 償還払い（社保）	×
岩手県	身体障害者手帳1・2級、特別児童扶養手当1級、障害基礎年金1級	障害児福祉手当所得制限額＋35万円	1レセプトあたり入院5,000円、入院外1,500円までの負担（ただし、3歳未満児、受給者及びむたる生計維持者の方が市町村住民税非課税の場合は、自己負担なし）	償還払い	×
宮城県	身体障害者1・2級、3級（内部障害及びヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害）	20才未満；特別児童扶養手当の所得制限に準拠、20才以上；特別障害者手当の所得制限に準拠	なし（入院時食事療に係る標準負担額は自己負担）	償還払い	×
秋田県	①身体障害者手帳1～3級所持者、②65歳以上の身障手帳4～6級所持者（被用者保険本人除く）	①被用者保険本人の場合のみ259.5万円、②259.5万円	なし	現物給付	×
山形県	身体障害者手帳1・2級所持者、国民年金障害等級1級の障害基礎年金受給権者、公的年金各法の障害等級1級受給権者、特別児童扶養手当法施行令別表第3の1の1程度度の者及び別表別表第1程度の20歳以上の者	自立支援医療の所得制限額（市町村住民税所得割23.5万円）を準用	所得税課税世帯：医療費の1割（月額上限：医療機関ごとに外来12,000円、入院44,400円） 所得税非課税世帯：なし	現物給付	×
福島県	身体障害者手帳1・2級、3級（内部障害のみ）所持者、身体障害者手帳3級～6級所持者で療育手帳所持者	なし	なし（ただし、65～74歳で後期高齢者医療制度に加入しない場合は、保険者負担分を除く総医療費の1割を超える分は自己負担）	償還払い・現物給付（市町村が選択）	×
茨城県	身体障害者手帳1・2級、3級は内部障害のみ（障害年金1級受給権者、特別児童扶養手当1級）	特別児童扶養手当の所得制限額＋53.3万円	なし	現物給付	×
栃木県	身障者の程度が1・2級の者、身体障害の程度が3・4級でかつ知能指数50以下の者	なし	1レセプトあたり500円（ただし、市町村住民税世帯非課税者等は自己負担なし）	償還払い	×
群馬県	国民年金法1級該当、特別児童扶養手当1級該当、身体障害者1～2級該当	なし	なし	現物給付	○
埼玉県	身体障害者1・2・3級、高齢者医療確保法の障害認定者	なし	なし	償還払い	×
千葉県	身体障害者1・2級	自立支援医療に準拠	なし	償還払い	×
東京都	身体障害者手帳1・2級（内部障害については3級）	本人の所得が規則で定める額以下（特別障害者手当の所得制限に準拠）	後期高齢者医療制度の一部負担金相当額（1割負担のみ）住人税非課税者は自己負担なし	現物給付、償還払い（知事が特別の理由があると認めるとき）	×
神奈川県	身体障害者1・2級の方、身体障害の3級かつ知能指数50以下の方	特別障害者手当の所得制限に準拠	入院1日100円 外来1回200円	原則現物給付	×
山梨県	身体障害者手帳1～3級の者	20歳未満；特別児童扶養手当支給の制限に準拠、20歳以上；障害児福祉手当の支給の制限に準拠	なし	原則現物給付	○（一部市町村）

都道府県	対象者の範囲	所得制限	自己負担金	助成方法	入院食事
新潟県	身体障害者1・2・3級、その他知事の承認を受けて市町村が認定する者(遷延性高度意識障害の者)	特別児童扶養手当等の支給に関する法律の中の障害児福祉手当の所得制限に準拠	外来1日530円(月4回限度)、入院1日1,200円、訪問看護1日250円	現物給付。ただし訪問看護、柔道整復師、鍼灸・マッサージ師等は償還払い	×(入食養額証者助成(時療費認定交付に限り))
富山県	身体障害者1～6級(1・2級…0歳～→A、3級、4級の一部…65歳～→B、4級の一部、5級、6級…65～69歳→C)	世帯の合計所得1,000万円未満の人が対象	A:なし、Bのうち現役並み所得者は1割負担、C:高齢者医療確保法の一部負担金相当額	A・C…現物給付、B…償還払い(Aのうち65歳以上含む)	×
石川県	身体障害者手帳1・2級	65歳未満-老齢福祉年金の所得制限に準拠 65歳以上-下記(ア)(イ)については老齢福祉年金の所得制限に準拠(ウ)なし (ア)平成12年10月1日以降に65歳に達する手帳所持者 (イ)平成12年10月1日以降に手帳取得等の新規対象者 (ウ)(ア)、(イ)以外	65～74歳で後期高齢者医療制度の障害認定を受けない者については、国保・社保での負担割合が2割の場合は1割相当分。3割の場合は2割相当分。	現物給付(65歳未満)、償還払い(65歳以上)	×
福井県	身体障害者手帳1・2・3級	特別障害者手当の所得制限に準拠	なし	自動償還	○(入生療費も対象)
長野県	身障者手帳1～3級、65歳以上国民年金法施行令別表該当	身障手帳3級:所得税非課税者、その他:特別障害者手当準拠	1レセプトあたり500円	自動償還	×
岐阜県	身体障害者手帳1・2・3級、身体障害者手帳4級で戦傷病者手帳(特別項症～第4項症)所持者	特別児童扶養手当制限額準用	なし	現物給付	×
静岡県	身体障害者1・2級、3級(内部障害のみ)、特別児童扶養手当1級の障害を有する者	特別障害者手当の所得制限に準拠(平成16.12.1以降65歳以上で新たに対象となった者の入院に係る医療費については、市長村民税非課税世帯に属する者)	1医療機関あたり月500円(薬局を除く)	自動償還	×
愛知県	身体障害者手帳1～3級、腎臓機能4級、進行性筋萎縮症4～6級	なし	なし	現物給付	×
三重県	身体障害者1・2・3級の者、身体障害者4級で知能指数が50以下の者又は療育手帳B1(中度)保有者	障害児福祉手当	なし	償還払い	×
滋賀県	①身体障害者1・2級所持者、②身体障害者3級で知的障害中度の者、③特別児童扶養手当支給対象児童で1級の者、④後期高齢者医療制度適用者で①、②に該当する者	老齢福祉年金の所得制限に準拠	通院:1診療報酬明細書当たり500円。ただし調剤報酬明細書は適用外。 入院:1日1,000円。月額14,000円(上限)ただし、低所得者を除く。 ※低所得者:住民税非課税者(本人並びに配偶者およびその他の扶養義務者で、主として生計を維持する者)	現物給付	×
京都府	身体障害者手帳1・2級所持者、身体障害者手帳3級を所持し、IQ50以下の判定を受けた者(重複障害)	特別障害者手当又は障害児福祉手当の所得制限に準拠	なし	現物給付	×
大阪府	身体障害者手帳1級又は2級所持者(児)	障害者基礎年金の全部支給停止となる額に準拠	1医療機関当たり入院外来各500円/日(月2日限度)、月額上限2,500円(申請に基づき市町村窓口で償還)	現物給付	×

都道府県	対象者の範囲	所得制限	自己負担金	助成方法	入院食事
兵庫県	身体障害者1・2級	自立支援医療制度準拠 ※経過措置者とは、平成21年7月からの新たな所得制限基準を上回る平成21年6月までの制度対象者を指す。助成期間は、平成21年7月～平成23年6月までの2年間。	外来：1医療機関等あたり1日600円（低所得400円、経過措置900円）を限度に月2回まで負担、入院：定率1割負担（負担限度額月額2,400円（低所得1,600円、経過措置3,600円））。連続して3カ月を超える入院の場合、4カ月以降は一部負担金なし。	現物給付	×
奈良県	身体障害者手帳1・2級所持者	老齢福祉年金の所得制限に準拠	定（低）額一部負担金（外来：月500円、入院：月1,000円（ただし13日以内の入院については月500円））	自動償還	×
和歌山県	身体障害者1・2・3級（3級は入院のみ）。ただし、65歳以上で新たに重度障害者になった者を除く	身体障害者1・2級：特別児童扶養手当の所得制限に準拠、3級：市町村民税所得税非課税	なし	現物給付	×
鳥取県	身体障害者手帳1・2級手帳所持者、IQ50以下で身体障害者手帳3・4級所持者	老齢福祉年金の所得制限に準拠	医療費の1割 ◎一般 月額上限（1医療機関あたり）：外来2,000円、入院10,000円 ◎低所得（本人が市町村民税非課税） 月額上限（1医療機関あたり）：外来1,000円、入院5,000円 ※市町村民税非課税世帯、自立支援医療の高額治療継続者、障害者自立支援法等の「境界層」は、自己負担なし。	現物給付	×
島根県	身体障害者手帳1・2級	特別障害者手当の所得制限に準ずる（本人のみ）	医療費の1割 ◎一般 月額上限（1医療機関あたり）：入院40,200円、外来12,000円 ◎住民税非課税世帯に属する者 月額上限（1医療機関あたり）：入院7,500円、外来4,000円 ◎20歳未満の障害児（者） 月額上限（1医療機関あたり）：入院2,000円、外来1,000円	現物給付	×
岡山県	身体障害者手帳1・2級所持者、IQ50以下で身体障害者3級所持者（重複障害）。ただし、65歳以上で新たに該当することとなった者を除く。	老齢福祉年金の所得制限を準用	医療費の1割 ◎一定以上所得者 月額上限：入院（合算）80,100円＋1%、通院44,400円 ◎一般 月額上限：入院（合算）44,400円、通院12,000円 ◎低所得Ⅱ 月額上限：入院（合算）12,000円、通院2,000円 ◎低所得Ⅰ 月額上限：入院（合算）6,000円、通院1,000円	現物給付、償還払い	×
広島県	身体障害者手帳1～3級	本人：老齢福祉年金の所得制限に準拠、扶養義務者：特別児童扶養手当の所得制限に準拠	1日200円（外来月4回、入院月14日まで）	現物給付	×
山口県	身体障害者手帳1～3級	老齢福祉年金の所得制限に準拠（本人のみ）	3歳以上について、（1レセあたり）外来：上限500円、入院：上限2,000円	現物給付	×

都道府県	対象者の範囲	所得制限	自己負担金	助成方法	入院食事
徳島県	身体障害者1・2級、身体障害者3.4級でIQ50以下の者	老齢福祉年金の所得制限に準拠	なし	現物給付	×
香川県	身体障害者1・2・3級、戦傷手帳特別項症～第4項症かつ身障手帳4級所持者（新規対象者は65歳未満に限る）	障害児福祉手当の所得制限に準拠	市町村民税課税世帯は、（1レセあたり）入院2,000円、外来1,000円	償還払い	×
愛媛県	身体障害者手帳所持者1・2級、身体障害者手帳所持者3～6級かつ知的障害者IQ50以下	なし	なし	現物給付	×
高知県	重度身体障害者（1,2級）、重複障害児（身障3,4級かつ中度知的障害）	なし。ただし、平成15年10月1日以降65歳以上で新たに重度障害者となった者は対象外（市町村民税非課税世帯の者を除く）	なし	現物給付	×
福岡県	身体障害者1・2級、身体障害者3級かつIQ36以上50以下の重複障害	特別障害者手当の所得制限に準拠	（1医療機関あたり）外来：500円/月、入院：（一般）500円/日（月20日上限）・（非課税世帯）300円/日（月20日上限）	現物給付	×
佐賀県	身体障害者1・2級、身体障害者3級かつ知能指数50以下	障害児福祉手当の所得制限に準拠	500円/月	償還払い	×
長崎県	身体障害者1・2・3級	障害児福祉手当の所得制限に準拠	保健医療機関等ごとに800円/回（月1,600円限度）	償還払い	×
熊本県	身体障害者手帳1・2級	障害児福祉手当の所得制限に準拠	1医療機関につき入院2,040円/月、通院1,020円/月、訪問看護1,020円/月	償還払い	×
大分県	身体障害者手帳の1・2級の交付を受けている方。身体障害者手帳の3級の交付を受けており、かつ児童相談所または知的障害者更正相談所において知能指数（IQ）が50以下と判定された方	老齢福祉年金の所得制限に準拠	支給対象者が受けた診療に係る一部負担金の額が同一医療機関等について一月1,000円に満たないときは支給しない。	償還払い	×
宮崎県	身体障害者1・2級の者、身体障害者3級で、かつ、中度の知的障害（療育手帳B-1程度）と判定された者	老齢福祉年金に準じる	入院、外来とも月1,000円	現物給付（入院）、償還払い（外来）	×
鹿児島県	身体障害者手帳1・2級、身体障害者手帳3級かつIQ50以下の者	なし	なし	償還払い	×
沖縄県	身体障害者手帳1・2級	障害児福祉手当の所得制限に準拠	なし	償還払い	×